

令和3年1月から令和4年3月までに結婚された方限定！！

新婚さん

新生活応援プロジェクト

★ 新婚世帯の新居の取得・賃貸・引越費用の補助を行います。

1世帯あたり **上限30万円** を支給します。

対象要件 (世帯)①～⑥の基本要件をすべて満たす世帯



1

令和3年1月から令和4年3月までに婚姻届を提出し受理された世帯

2

補助金の申請日において、住民票の住所及び結婚に伴う新たに生活を送るための居住の住所が恩納村であること

3

夫婦の婚姻日における年齢がともに39歳以下であること

4

結婚を機に新たに村内に住宅を購入又は賃貸した世帯、引越をした世帯

5

取得できる最新の所得証明書をもとに、夫婦の所得の合計額が1,244万円未満

※申請時において無職の場合、また離職した者については所得なしとします。

※奨学金を返済している場合は、年間返済額を控除します。

6

他の公的制度による家賃補助、他市町村で本補助金等を受けていないこと

補助対象経費

- ・住宅購入費用、賃貸に係る賃料（敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ・引越費用
※但し、引越業者又は運送業への支払に係る実費

●その他要件があります。詳しくは企画課定住促進係まで、お問い合わせください。

お問い合わせ：企画課 定住促進係 ☎966-1201

8月は**固定資産税・村県民税第2期**の納期となっています。

	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税	5月31日	8月2日	12月27日	令和4年 2月28日
村県民税	6月30日	8月31日	11月1日	令和4年 1月31日
軽自動車税	5月31日			

納税は口座振替が便利です。

手続き方法につきましては、税務課までお問い合わせください。

お問い合わせ
税務課 ☎966-1206